

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 1 日

都道府県労働局
職業安定部職業安定課長 殿

厚生労働省職業安定局総務課
公共職業安定所運営企画室長補佐

金融経済教育推進機構（J-FLEC）の実施する
講師派遣（出張授業）・無料個別相談に係る周知広報依頼について

日頃から、職業安定行政の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

今般、金融経済教育推進機構（J-FLEC）より、同機構が実施する講師派遣（出張授業）・無料個別相談に係る周知広報依頼がまいりました。

同機構は、令和 6 年 4 月に設立された金融庁所管の認可法人であり、中立・公正な立場から、より多くの国民に金融経済教育（※）を受ける機会を提供するため、無料の講師派遣（出張授業）や個別相談を実施されています。なお、別添の同機構の依頼文書に記載のとおり、すでに公共職業安定所でのセミナー開催実績もあり、1 回のセミナーに対し数多くの求職者が受講しているところです。また、セミナーでの講演内容は、年代などの属性に応じてカスタマイズしていただけるということです。

（※）適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導のことであり、例えば、家計管理、資産形成、社会保険等に係る内容を取り扱うもの。

このような金融リテラシーに関するテーマは、公共職業安定所を利用する求職者や雇用保険受給者にとって、求職活動を進める上で関心が高い事項の一つであると考えられます。このため、同機構の協力を得て、公共職業安定所においてセミナーの機会を設けたり、個別相談の事業を周知したりすることは、利用者にとって有意義であり、満足度の向上に資するものであるとともに、公共職業安定所にとっても、サービスの積極的な利用につなげるきっかけとして生かすこともできると考えられます。

つきましては、同機構の講師派遣及び個別相談の事業について、貴局管内の公

共職業安定所に対して周知いただき、講師派遣については必要に応じて活用をご検討いただくようお願いします。また、個別相談については、別添のチラシを印刷の上で配架いただく等により、貴局管内の公共職業安定所を利用する求職者に対して周知いただくようお願いします。

なお、別添のチラシは、同機構にて紙媒体の提供も行っているため、必要に応じて下記連絡先まで問い合わせさせていただき、配架を行っていただくようお願いします。

<J-FLEC ウェブサイト>

<https://www.j-flec.go.jp/>



<J-FLEC 事業紹介パンフレット>

https://www.j-flec.go.jp/wpimages/uploads/Flyer_20250414.pdf



<J-FLEC 講師派遣について>

(概要)

実施日時：土日・祝日を問わず、講師を派遣（年末年始を除く）

講義内容：金融経済教育に関する内容全般

講義時間：45分～120分程度（ご要望に応じて調整）

講義方法：対面・オンライン

講師派遣料：講義料や派遣に係る交通費は無料（J-FLEC 負担）

(申込受付用ウェブサイト) <https://www.j-flec.go.jp/instructors/>

(申込者向けガイド)

https://www.j-flec.go.jp/wpimages/uploads/instructors_guide.pdf



<J-FLEC はじめてのマネープラン（無料相談）チラシ>

https://www.j-flec.go.jp/wpimages/uploads/consultFlyer_20250127.pdf



【連絡先】

金融経済教育推進機構 経営戦略部経営企画課

TEL : 03-3231-1225 (直通)

Mail : keieikikaku@j-flec.go.jp

※「J-FLEC はじめてのマネープラン（無料相談チラシ）の紙媒体の送付を依頼する場合は、以下までお問い合わせください。

金融経済教育推進機構 普及推進部事業推進課個別相談グループ

TEL : 03-3231-1251 (直通)

Mail : soudan@j-flec.go.jp

今と将来の自分のために
お金のこと、専門家に
相談してみませんか？

J-FLEC
金融経済教育推進機構



「J-FLECはじめてのマネープラン無料体験」受付中！

J-FLECでは国民の皆様が安心して豊かな生活を送るために欠かせないお金について無料で相談できる機会を提供しています。

J-FLECはじめてのマネープラン無料体験を利用すると…

- 1 お金の専門家に無料で相談できます
- 2 中立・公正なアドバイスが受けられます
- 3 商品の勧誘は一切ありません

選べる2つの相談方法

対面・オンライン相談

最大1時間、Web予約

電話相談

最大30分、予約不要

0120-55-1209

※匿名可

将来が不安なら
専門家に相談し
てみましょう。



詳細はこちら



相談テーマ例

家計管理

ライフプラン

資産形成

教育資金

住宅資金

老後資金

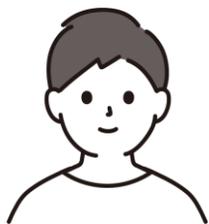
NISA/iDeco

保険

ローン・クレジット

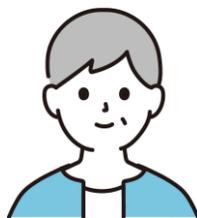
相談事例

一人ひとりの状況に寄り添った様々な相談に対応



30代男性

子供が生まれたばかり。今後の資産形成について考えたい。また、現在保険に加入していないので、相談したい。



50代女性

老後に向けて、保険の見直しや資産形成、相続などお金関係全般について相談したい。NISAの利用も考えている。



50代男性

現在の勤め先は退職金がなく、妻が専業主婦のため、老後資金について不安を感じており、相談したい。



20代女性

家を買うタイミングについて相談したい。どのくらい貯めておけば良いのか、今の家計管理で問題ないか教えてほしい。

相談者の声

・特定の金融機関の担当者だと、取り扱い商品に限定した範囲においてのアドバイスになりがちだが、今回は、自分の保有資産全体に対する考え方など大変有益なアドバイスがもらえた。(50代男性)

・プロのアドバイスなので信頼度が高く、また個人面談のため自身の収支等を伝えながら家庭に即した話を聞くことができ有意義でした。(20代女性)

もっと詳しく相談したい方は
有料相談へ

相談料最大
8 割引き！

詳細はこちら



「はじめてのマネープラン」割引クーポンをチェック！

<https://www.j-flec.go.jp/public/consult/#tg3>

2025.01現在

事務連絡
令和7年6月16日

厚生労働省職業安定局総務課
公共職業安定所運営企画室 御中

金融経済教育推進機構

金融経済教育推進機構（J-FLEC）の実施する
講師派遣（出張授業）・無料個別相談の活用依頼について

2024年4月、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に基づき、幅広い年齢層のニーズに応じた金融経済教育を官民一体で全国的に推進するため、金融庁所管の認可法人として、J-FLEC（ジェイフレック）が設立されました。J-FLECは、中立・公正な立場から、より多くの国民に金融経済教育を受ける機会を提供するため、様々なステークホルダーの皆様と連携し、広く「学びの場づくり」として、講師派遣（出張授業）・無料個別相談に取り組んでいます。

公共職業安定所においても、求職者の皆様は様々な事情を抱えたうえで新たな職を探されているかと存じますが、「お金に関する悩み」は多くの方に共通する課題と言えます。家計管理や生活設計など、基礎的な金融リテラシー（お金に関する知識や判断力）を身に付けることは、日々の生活を充実したものにする一助となり得ます。

既に、秋田公共職業安定所および大阪マザーズハローワークのほか、多数の公共職業安定所において、雇用保険の基本手当支給のための求職活動実績に認められるセミナーとして、J-FLECの講師派遣（出張授業）をご活用いただいております。講義内容は、受講者の年代別に分けることが可能であるほか、特定のテーマを詳しく説明するなど、ご要望に応じて調整可能です。是非、全国の公共職業安定所においても、積極的な活用をお願いいたします。なお、J-FLECの実施する講師派遣（出張授業）は講義料・派遣に係る交通費など全て無料で活用いただけます。

また、J-FLECでは、学びを自分事としてより詳しく考えたいという方向けに、「J-FLEC はじめてのマネープラン」として無料個別相談（対面・オンライン・電話）も実施しております。求職者一人ひとりの悩みに寄り添って、営業・勧誘の心配のない中立・公正なアドバイスを提供していますので、是非求職者の皆様へのご案内をよろしくお願いいたします。

つきましては、以上のことにつきまして、下記リンク先とともに全国の公共職業安定所に周知をお願いします。また、下記リンク先のうち「J-FLEC はじめてのマネープラン（無料相談）チラシ」を求職者の皆様にお配りになる際には、適宜印刷いただくほか、J-FLEC より紙媒体での提供もいたしますので、下記連絡先までお問い合わせください。

<J-FLEC ウェブサイト>

<https://www.j-flec.go.jp/>



<J-FLEC 事業紹介パンフレット>

https://www.j-flec.go.jp/wpimages/uploads/Flyer_20250414.pdf



<J-FLEC 講師派遣について>

(概要)

実施日時：土日・祝日を問わず、講師を派遣（年末年始を除く）

講義内容：金融経済教育に関する内容全般

講義時間：45分～120分程度（ご要望に応じて調整）

講義方法：対面・オンライン

講師派遣料：講義料や派遣に係る交通費は無料（J-FLEC 負担）

(申込受付用ウェブサイト) <https://www.j-flec.go.jp/instructors/>

(申込者向けガイド)

https://www.j-flec.go.jp/wpimages/uploads/instructors_guide.pdf



<J-FLEC はじめてのマネープラン（無料相談）チラシ>

https://www.j-flec.go.jp/wpimages/uploads/consultFlyer_20250127.pdf



【連絡先】

金融経済教育推進機構 経営戦略部経営企画課

TEL : 03-3231-1225 (直通)

Mail : keieikikaku@j-flec.go.jp

※「J-FLEC はじめてのマネープラン（無料相談チラシ）の紙媒体の送付を依頼する場合は、以下までお問い合わせください。

金融経済教育推進機構 普及推進部事業推進課個別相談グループ

TEL : 03-3231-1251 (直通)

Mail : soudan@j-flec.go.jp

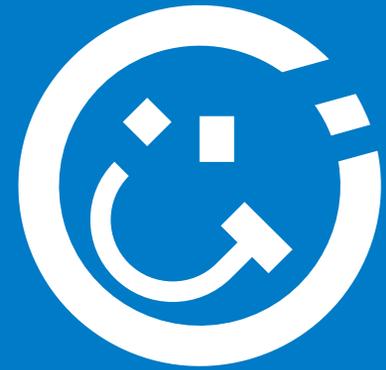
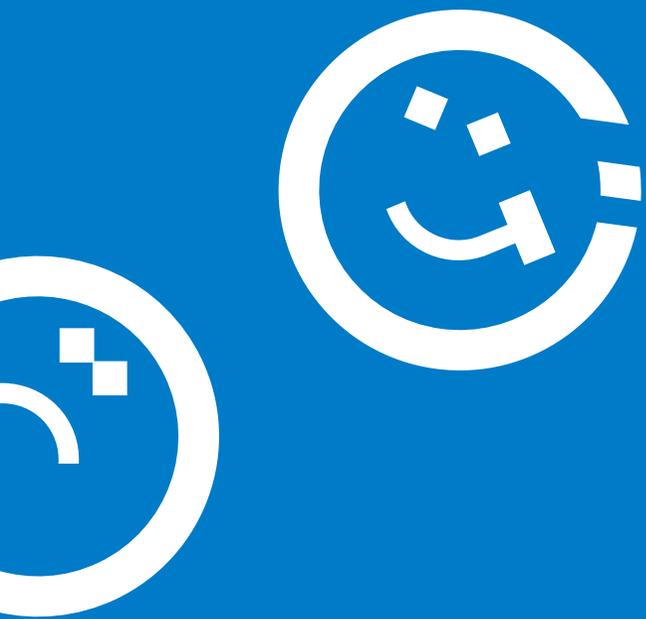
参考②

ハローワークでの 金融経済教育の提供

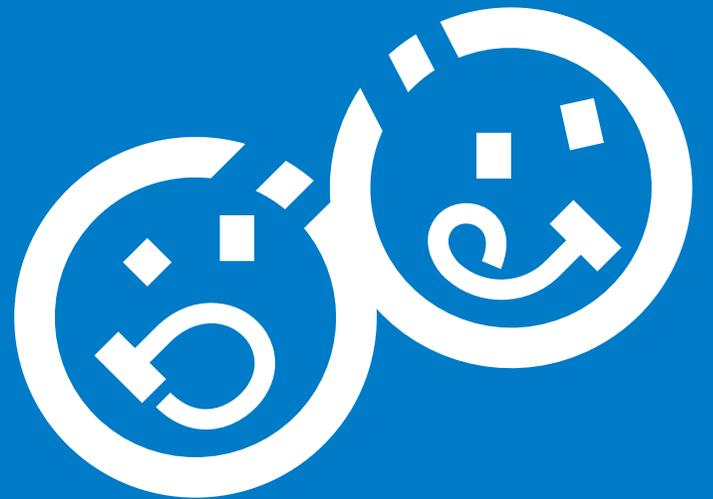
J-FLEC
金融経済教育推進機構



1. なぜ学ぶか？
2. 何を学ぶか？
3. 学びの機会は十分か？
4. 国を挙げた金融経済教育の推進体制とは？
5. 講師派遣の実施状況
(ハローワークからの申し込み状況)



1. なぜ学ぶか？



○ 日々の生活で、お金に関する疑問や悩みを抱えていませんか？
『適切な判断を行うには何が**必要**』でしょうか。



毎月の生活費でぎりぎり。
お金の管理はどうすればいい？

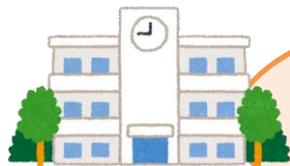
将来のために
資産形成も考えた方が
いいのかな。



ローン・クレジットの
返済がなかなか終わらない。
どうしてだろう？



SNSに出た
「絶対にもうかる」話って
詐欺じゃないの？



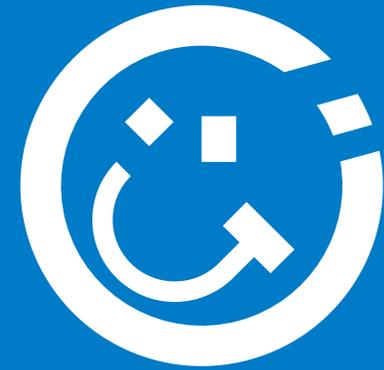
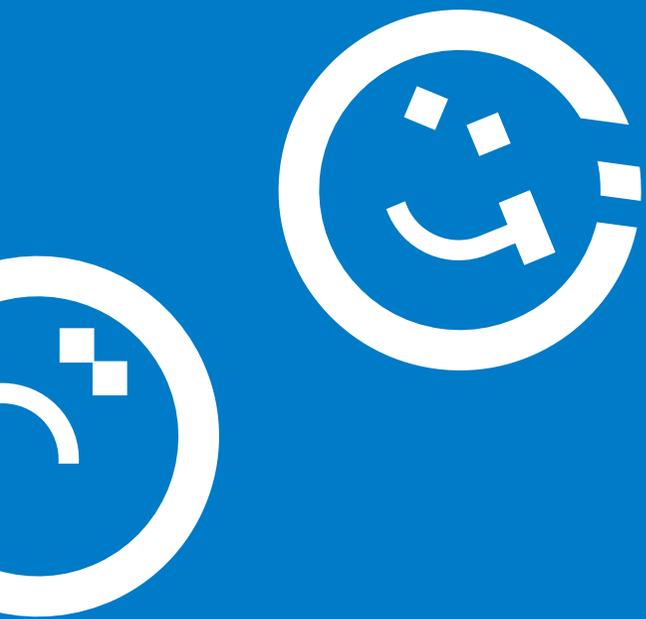
子どもの**教育資金**は
どうやって準備したらいい？

- 金融リテラシーとは、経済的に自立し、より良い生活を送るために必要な『**お金に関する知識や判断力**』のことです。
- 金融リテラシーを育むことは安心した生活に繋がります。

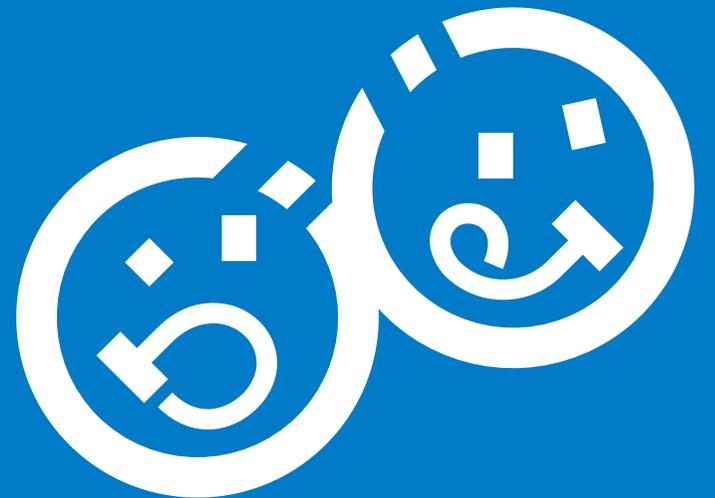
金融リテラシーが高い人の特徴

- 家計管理がしっかりしている。
- 計画を立ててお金を準備しているので、やりたいことを実現しやすい。
- 緊急時の備えがあるので、危機(自身の病気やケガ、不景気による収入減など)に強い。
- 詐欺や多重債務などの金融トラブルにあうことが少ない。
- **経済的に自立し、より良い暮らしを送ることができる。**





2. 何を学ぶか？



- 「金融リテラシー・マップ」とは、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を、年齢層別に、体系的かつ具体的に記したものの。
- 2014年に、金融庁・消費者庁等の関係省庁・有識者・金融関係団体等をメンバーとする金融経済教育推進会議が公表。

【金融リテラシー・マップ(イメージ図)】

	小学生	中学生	高校生	大学生	社会人	高齢者
家計管理	分野別・年齢層別に体系的かつ具体的に記載					
生活設計						
金融取引の基本としての素養						
金融分野共通						
保険商品						
ローン・クレジット						
資産形成商品						
外部の知見の適切な活用						

【具体的な内容の例】

1. 小学生向けの内容

- 必要なもの(ニーズ)と欲しいもの(ウォンツ)を区別し、計画を立てて買い物ができる。
- 困ったときにはすぐに身近な人に相談する態度を身に付ける。

2. 高校生向けの内容

- 職業選択と生活設計を関連付けて考え、生涯の収支内容を理解して生活設計を立てる。
- お金や金融・経済の機能・役割を把握するとともに、預金、株式、債券、投資信託、保険など基本的な金融商品の内容を理解する。
- トラブルに対処できる具体的方法を学び、実際に行使できる技能を身に付ける。

3. 社会人向けの内容

- 金融商品を含む様々な販売・勧誘行為に適用される法令や制度を理解し、慎重な契約締結など、適切な対応を行うことができる。
- 金融商品の特性(流動性・安全性・収益性)とリスク管理の方法を理解する。自らの生活設計の中で、どのように資産形成をしていくかを考える。
- 金融商品を利用する際に相談等ができる適切な機関等を把握する必要があることを認識している。

若手社会人が知っておくべきお金の知識を「金融リテラシー・マップ」に沿って幅広く提供。基礎的な知識から将来に向けた資産形成、社保・クレジットなどまで。

CONTENTS

- 1 【導入】金融リテラシーとは
- 2 【使う】生活設計（ライフプランニング）
- 3 【使う】家計管理（収入と支出のバランス）
- 4 【貯める・増やす】資産形成の基本（長期・積立・分散）
- 5 【貯める・増やす】資産形成の制度（NISA、私的年金制度等）
- 6 【備える】社会保険と民間保険（生命保険・損害保険）
- 7 【借りる】ローン・クレジット、奨学金
- 8 【注意】金融トラブル、相談窓口

J-FLEC ③ 手取り収入を把握する（給与明細の見方） 16★

○給与明細から『手取り収入≒可処分所得』を把握し、その範囲内に支出を収めることが基本です。

給与明細の例 金額は概算 千円未満四捨五入（単位：円）

支給	基本給	時間外手当	通勤手当	支給額計
	200,000	10,000	10,000	220,000
控除	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	社会保険料計
	1,000	10,000	20,000	31,000
	所得税	住民税	介護保険	税額計
	4,000	7,000	介護保険は40歳から納付開始	11,000

社会保険の仕組みについては詳細後述

非消費支出 可処分所得

総支給額 - (社会保険料 + 税金) = **手取り収入**
 220,000 - (31,000 + 11,000) = **178,000円**

J-FLEC ② 生活設計（ライフプランニング） 8★

○「将来どんな人生を送りたいか」についての構想を描くことを『生活設計（ライフプランニング）』といいます。

どんな仕事をしたい？

独身？ 結婚？

子どもは？

何歳まで働く？

どこに住む？

どんな暮らしをしたい？

いま

20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代 90代 100代

実現したいこと、ほしいものは？

J-FLEC ③ お金を3つに整理する 20★

○お金を「使う」「貯める」「増やす・備える」の3つに分類して、『仕組み化で確保したお金を目的に応じて振り分け』ましょう。

毎月の手取り収入

仕組み化で確保したお金を目的別に「貯める」「増やす・備える」

優先順位での支出見直しが必要

使うお金＝生活費 水道光熱費、通信費、遊興費、衣料品代など <日常生活に必要なお金>	貯めるお金＝目的あるお金 車購入、住宅購入、教育費、海外旅行代など <近い将来に使う予定のお金>	増やすお金＋備えるお金 老後資金、相続資金、大きな病気・ケガに備えるお金など <当面使う予定のないお金>
---	---	---

資産形成におけるリスクなどの考え方や、長期・積立・分散投資の効果を解説。

J-FLEC ④ 金融商品の3つの観点 25

○金融商品は3つの観点（安全性・収益性・流動性）で整理できますが、『3つとも◎の金融商品はありません。』

	安全性 元本や利子の支払いが確実か	収益性 大きい収益が期待できるか	流動性 必要なときにすぐに換金できるか
預貯金	◎	△	◎
株式	△	◎	○
債券	○	○	△
投資信託	△~○	○~◎	○

J-FLEC ④ 長期投資 – 複利効果、72の法則 37

○『長い期間投資を続けると複利効果が大きく』なります。
○『72の法則』でお金が2倍になる金利・期間がわかります。

複利効果

毎月1万円ずつ積み立て、利率3%で運用した場合

40年間積み立て
元本480万円が約930万円に

20年間積み立て
元本240万円が約330万円に

※投資や預金等で得た収益を、当初の元本にプラスして運用することで得られる利益を「複利」と呼びます。
<金融庁 はじめてみよう！NISA早わかりガイドブック>

72の法則

『72 ÷ 利率 (%) ≒ お金が2倍になるために必要な期間』

利率3%で運用した場合
72 ÷ 3 ≒ 約24年

利率5%で運用した場合
72 ÷ 5 ≒ 約14.4年

※72の法則はあくまで目安です。税金は考慮していません。またまとった金額を運用し続けた場合の計算です。

J-FLEC ④ 資産運用におけるリスクの意味合い 26

○資産運用におけるリスクとは『運用成果の振れ幅』のことを指します。「リスクが大きい」とは、「とても危険」という意味ではなく、「大きく儲かるかもしれないし、大きく損をするかもしれない」（運用成果の振れ幅・不確実性が大きい）という意味です。
○『保険で備えるリスク（危険）』とは意味が異なります。

リスクが小さい

購入価格

運用成果

振れ幅が小さい

時間

リスクが大きい

購入価格

運用成果

振れ幅が大きい

時間

J-FLEC ④ 長期・積立・分散投資の効果 43

○『長期・積立・分散投資を組み合わせること』が、より安定的にリターン（運用成果）を得るために効果的と言えます。

長期・積立・分散投資のシミュレーション（例）

2003年1月～2022年12月の毎月主に株式指数に1万円を積立投資した場合

— 長期（20年継続）
— 積立（毎月1万円）
— 分散（全世界・国内株式）

で投資を行うことで、運用資産は一時的な下落もありつつも、全体では元本（240万円）を大きく上回るリターン（運用成果）となりました。

※上記の結果は、将来の投資成果を保証するものではありません。入金・手数料などは考慮していません。また、具体指数・商品への投資を推奨するものではありません。
<金融庁 はじめてみよう！NISA早わかりガイドブック>

社会保険の仕組みや年金制度、資産形成と保険の違い、企業が実施している福利厚生制度等についても解説。

J-FLEC ⑤ 私的年金制度 53

○私的年金は、公的年金の上乗せの給付を保障する制度です。この制度は『高齢期により豊かな生活を送るための制度』として重要な役割を果たしています。企業や個人は、多様な制度の中からニーズに合った制度を選択することができます。

私的年金	3階部分	iDeCo	※DB、企業型DC、iDeCo など	iDeCo
公的年金	2階部分	国民年金基金	厚生年金保険	
	1階部分	国民年金（基礎年金） ＜国民皆年金＞		
対象者分類	第1号被保険者 自営業者、学生、無職の人など	第2号被保険者 会社員・公務員など	第3号被保険者 第2号被保険者の被扶養配偶者	

※DBは確定給付企業年金、企業型DCは企業型確定拠出年金、iDeCoは個人型確定拠出年金を意味する

J-FLEC ⑥ 社会保険の仕組み 65

○社会保険は、『保険料（収入に応じて負担）と税金で運営』され、社会全体で支え合う仕組みです。

- 「公的年金」は、収入減少というリスクに対して収入面で保障する制度で、長生きをした（老齢年金）、障害を負った（障害年金）、親など家計を支えていた方が亡くなった（遺族年金）ときなどに受給できます。
 - 国民皆年金

 障害年金・遺族年金は、若くても、要件を満たせば、年金受取の対象。
- 「公的医療保険」は、病気・ケガなどで通院・入院をしたときなどに給付され、健康保険組合などを通じ国民全員が加入しています。
 - 国民皆保険

 40歳以上が対象
- 「公的介護保険」は、要介護認定者等の介護サービスに係る費用を給付しています。

J-FLEC ⑥ 資産形成と保険のお金の意味合い 61

○将来のライフイベントに向けて資産形成で「貯める・増やすお金」と万一のリスクに保険で備えるお金では意味合いが違います。

資産形成

- ✓ 資産形成は少しずつお金が増えていきます。（積立期間が長いほど増える）目的に応じて途中での引き出しや増やすペースを変えることもできます。

例：子どもの教育費のために、目標1,000万円にむけ毎年100万円を預貯金・投資
⇒運用成果にもよるが約10年で目標達成。
※運用成果によっては元本割れになる可能性あり

保険

- ✓ 保険は保険料の支払いがありますが、加入後はいつ事故が発生しても保険金を受け取ることができます。

例：自身が死亡した後の家族の生活費のために、死亡保険金額1,000万円の民間保険に月額保険料1,000円で加入
⇒加入後はいつ死亡（事故発生）しても、遺族に1,000万円が支払われる。
※保険内容によっては保障されない期間・事由あり

J-FLEC ⑥ (参考) 企業毎の福利厚生制度 73

○『従業員の働きやすい環境づくりの一環』として、企業が法定外福利厚生制度を設けていることもあります。

○企業によって導入制度は区々ですが、『一般的に個人が自分で賄うよりも割安』になっています。

法定福利厚生 (導入義務あり)	法定外福利厚生の例 (導入義務なし ⇨ 従業員向けサービス)	
健康保険	企業年金や従業員持株会などの資産形成に関するもの	フレックスタイムやテレワークなどの働き方に関するもの
介護保険	従業員専用の団体保険などの保険に関するもの	社宅や寮、住宅手当などの住居に関するもの
厚生年金保険	社員食堂や食事手当などの食事に関するもの	保養施設やレクリエーションなどの余暇活動に関するもの
雇用保険	健康診断やメンタルヘルス相談などの健康管理に関するもの	自己啓発支援や奨励金などの自己研鑽に関するもの
労災保険	育児休業や企業内保育施設などの仕事・育児両立支援に関するもの	層別研修、退職前準備教育などの教育に関するもの
子ども・子育て拠出金	リフレッシュ休暇やファミリー休暇などの休暇に関するもの	慶弔見舞金制度などのお金に関するもの

若手層が気軽に使っているクレジット、リボ払い、奨学金の返済を解説。
SNSを通じた金融トラブル(ヤミ金融や闇バイト)についても言及。

J-FLEC ⑦ ローンやクレジットの利息・金利 76

- お金の貸し借りには『**利息・金利**』がかかります。
- また、法律（利息制限法）で『**借入金額に応じて上限金利**』が定められています。

借入金額	上限金利
10万円未満	上限20%
10万円以上 100万円未満	上限18%
100万円以上	上限15%

上記を超える金利でお金を貸し付けることは違法（いわゆるヤミ金融）です。

J-FLEC ⑦ 奨学金について 83

- 『**奨学金は在学中の学費支援を卒業後に返済していく仕組み**』（在学期間 < 返済期間）です。
- 奨学金は金額の多寡にかかわらず、『**利用した制度に応じて返済する必要**』があります。給付型奨学金は原則返済不要です。

制度	特徴
給付型奨学金	<ul style="list-style-type: none"> • 原則、返済の必要はありません。 • 家計や学業成績の基準があります。
貸与型奨学金	<ul style="list-style-type: none"> • 返済の必要があります。 • 無利息と利息付があります。

奨学金の返済

※日本学生支援機構（JASSO）などが奨学金制度を運営しています。JASSOでは「返済」は「返還」と表記します。大学や企業などの奨学金もあります。

J-FLEC ⑦ リボルビング払い（リボ払い）とは 79

- リボ払いは、カードの利用金額や利用回数にかかわらず、『**あらかじめ設定した一定の金額を月々返済する方式**』です。

月々の返済はあらかじめ設定した一定額。（左の例では毎月5千円）

支払残高（+手数料）がなくなるまで返済が続く。

リボ払いの手数料は、多くが年利15%程度。

次頁で返済期間、総返済額を解説します

J-FLEC ⑧ 金融トラブル（ヤミ金融） 96

- 違法な金利で貸付けする『**ヤミ金融（貸金業 無登録業者）**』には**絶対に接触しない**！
- 自身だけでなく、『**会社・家族へも暴力的・脅迫的な取り立て**』が行われる可能性があります。

※貸金業の登録有無は金融庁HPの「登録貸金業者情報検索サービス」で確認できます。

SNS ネット掲示板

お金を貸します！審査不要！

- # 個人間融資
- # お金貸します
- # ひととき融資

ヤミ金融では法定外金利（20%超）を請求されることもあります。

近年はSNSで個人を装って接触してくるヤミ金融業者も増えています

自分事としてセカンドライフをイメージしてもらえるよう、各種制度の仕組みを解説。
派遣先の要望に応じて、個々人のワークなども対応可能。

CONTENTS

- 1 豊かな老後のために
- 2 セカンドライフの支出
- 3 セカンドライフの収入（公的年金・私的年金など）
- 4 資産寿命の延伸
- 5 資産形成支援制度
- 6 セカンドライフの税金
- 7 公的保険（健康保険・介護保険）
- 8 贈与・相続
- 9 金融トラブル、相談窓口

J-FLEC ② セカンドライフの生活費 10

○定年を迎えることで就労時より収入が減りますが、これに伴い『定年前後で生活費（支出）も大きく変わる場合があります』。

定年前後の家計（2人以上の世帯、月額） <総務省「家計調査」（2022年）>

世帯主が50歳代（勤労者世帯）	○非消費支出（税・社会保険料等） 146,053円 ○消費支出（食費・通信費・娯楽費など支出全般）	362,648円
世帯主が65歳以上（無職世帯）	○非消費支出（税・社会保険料等） 32,606円 ○消費支出（食費・通信費・娯楽費など支出全般）	238,919円

約7割に減少

単身世帯の家計（65歳以上、月額）

単身65歳以上（無職世帯）	○非消費支出（税・社会保険料等） 12,356円 ○消費支出（食費・通信費・娯楽費など支出全般）	143,139円
---------------	---	-----------------

※消費支出は、食費、住居費、水道光熱費、家具・家事用品・被服及び履物・保健医療・交通・通信・教養娯楽、交際費、その他の支出全般を指す。

J-FLEC ③（参考）年金受給額の計算方法 21

国民年金

老齢基礎年金 原則65歳から亡くなるまで
給付額：保険料を納付した期間で決定

月 68,000円 × $\frac{\text{保険料を納付した月数}}{480\text{月}^*}$ ※加入可能期間（20歳～60歳）40年（12か月×40年＝480月）

平均額：月5.6万円（令和4年度末）

厚生年金保険

老齢厚生年金 原則65歳から亡くなるまで
給付額：現役時代の報酬と加入期間で決定

平均標準報酬 × $\frac{5.481}{1,000}$ × 被保険者期間（月数） ÷ 12 + 老齢基礎年金

平均額：月14.5万円（令和4年度末） ※老齢基礎年金額を含む

J-FLEC ③ 退職金・企業年金制度 22

○退職金、企業年金制度は企業によって異なります。『ご自身が勤めている企業の退職金制度を確認』してみましょう。

企業の退職給付制度の導入状況

各制度の状況		退職給付制度ありに対する割合	全企業割合
退職給付制度あり	退職一時金制度のみ	69.0%	74.9%
	退職一時金制度と退職年金制度を併用	21.4%	
	退職年金制度のみ	9.6%	
退職給付制度なし	-	-	24.8%

勤続20年以上かつ45歳以上の定年退職者の平均退職給付額（一時金＋年金）

区分	全体	勤続年数			
		20-24年	25-29年	30-34年	35年以上
大学卒（管理・事務・技術職）	1,896万円	1,021万円	1,559万円	1,891万円	2,037万円
高校卒（管理・事務・技術職）	1,682万円	557万円	618万円	1,094万円	1,909万円

<厚生労働省「就労条件総合調査概況」（令和5年）>

退職後の資産寿命を延伸するという考え方を解説。リスクを抑えた運用方法を紹介。また、セカンドライフの税金やおおよその目安を提示。

J-FLEC ④ 資産寿命と運用効果 27

○資産寿命の延伸には、『**運用しながら取り崩す**』ことも有効な選択肢のひとつです。運用を始める時期は今からでも遅くありません。

一例として、60歳で1,500万円の当面使う予定のない資産を保有しており、70歳から年間80万円を引き出す条件で、資産運用を行う場合と行わない場合では、資産寿命が約12年違う試算になります。

株式や投資信託などによる運用は、利益が得られる可能性がある反面、損失を被る可能性も持ち合わせています。

J-FLEC ⑥ セカンドライフの税金 60

○定年前は、勤務先が税金を徴収し年末調整も行ってくださいましたが、『**定年後は毎年自分で確定申告を行う**』必要があります（申告不要な場合もあります）。

確定申告、納税の流れ

- 1月1日～12月31日の収入を翌年2月16日～3月15日の間に、住んでいる場所を管轄する税務署で確定申告し（e-Taxによる電子申告も可）、所得税の税額が決定します。源泉徴収税額が確定申告により決定した所得税額より多く、税金の還付を受ける場合は、2月15日以前でも申告書を提出できます（還付申告）。また還付申告は、原則として課税対象期間の翌年から5年後までできます。
- 所得税は3月15日までに税務署に納めます。
- 6月に、住民税の納税通知書（前年の所得を基準に計算）が市区町村から届きます。
- 住民税の納税は、年税額を4等分して6月、8月、10月、1月に行います。

※年金収入のみの人は、多くの場合（400万円以下かつ他所得20万円以下）で申告不要となります。

J-FLEC ④ 投資の主なリスクを抑えるために 37

○投資のリスク（運用成果の振れ幅）を軽減（コントロール）するには、『**長期・積立・分散投資**』の視点が重要です。

価格変動リスク

信用リスク

為替変動リスク

カントリーリスク

リスクを抑える方法

長期投資

数カ月や1年などではなく、5年、10年などの長い期間投資を続けることで、より安定的な成果を得ることができます。

積立投資

一度にまとめてではなく、定期的に一定額ずつ、積み立てる形で購入することで価格の急騰や急落の影響を和らげることができます。

分散投資

複数の地域・通貨・特徴の異なる複数の資産（株式や債券など）を組み合わせて運用することで、リスクを抑えることができます。

J-FLEC ⑥ (参考) セカンドライフの税額のおおよその目安 64

家族状況	税引前収入	公的年金等控除	配偶者控除	基礎控除	社会保険料控除	税額の目安		
						所得税	住民税	
65歳未満	単身者	200万円	77.5万円	なし	基礎控除 17万円	17万円	3.0万円	6.8万円
		300万円	102.5万円			26万円	6.3万円	13.4万円
		400万円	127.5万円			34万円	9.7万円	20.0万円
	扶養配偶者あり	200万円	77.5万円	所得税 38万円		24万円	0.6万円	2.8万円
		300万円	102.5万円	住民税 33万円		33万円	4.0万円	9.4万円
		400万円	127.5万円	33万円		42万円	7.4万円	16.0万円
65歳以上	単身者	200万円	110万円	なし	基礎控除 43万円	18万円	1.2万円	3.4万円
		300万円	110万円			29万円	5.8万円	12.3万円
		400万円	127.5万円			39万円	9.5万円	19.6万円
	扶養配偶者あり	200万円	110万円	所得税 38万円		25万円	0万円	0万円
		300万円	110万円	住民税 36万円		36万円	3.5万円	8.3万円
		400万円	127.5万円	33万円		46万円	7.2万円	15.5万円

・所得税、住民税ともに復興特別税を加算した金額。
 ・社会保険料控除は東京都のある自治体の例で計算した国民健康保険料・介護保険料の推定額です。
 ・収入は公的年金と企業年金とした場合（前年の収入と同額）です。
 ・扶養配偶者は65歳未満で、所得がないものと仮定しています。

退職前後で変わる社会保険関係や介護サービス、子ども・孫などへの生前贈与や自身の認知・判断力低下時に備えた後見制度なども紹介。

J-FLEC ⑦ セカンドライフの公的医療保険 70

○公的医療保険制度である『健康保険は、定年退職後に各自で選択』します。国民健康保険に加入する場合は、自ら市区町村窓口で手続きを行う必要があります。

セカンドライフの健康保険の仕組み

現役 → 退職 → 70歳 ※1 → 75歳 →

健康保険 (協会けんぽ) (健康保険組合) (共済組合) → ①任意継続→国民健康保険等
②国民健康保険
③子どもや配偶者の被扶養者になる
④特例退職被保険者 ※2 → 後期高齢者医療制度

※1 70歳未満と70歳以上では、医療費の自己負担割合、自己負担限度額が異なります。
※2 特定健康保険組合に20年以上加入していた人は「特例退職被保険者」として、引き続き (または老齢厚生年金の受給開始時) その組合に加入できる場合があります。退職後すぐに加入できない場合は、一旦①②③のいずれかとなった後に加入できます。

J-FLEC ⑧ 生前贈与 79

税制改正の可能性がありますので、詳細は国税庁HPをご確認ください。
<https://www.nta.go.jp>

目的を限定しない贈与

暦年贈与 (暦年課税) / (相続時精算課税制度)

●1年間 (1月1日～12月31日) に110万円まで非課税
※毎年一定額を贈与すると一括贈与と見なされ、課税されるケースがある。

目的が定まっている贈与

住宅取得等資金の贈与と税の非課税措置

●質の高い住宅 1,000万円 ●一般住宅 500万円まで非課税
※制度適用は2026年12月31日まで。受贈者の所得要件、床面積要件などあり。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 (一般には子が対象)

●結婚資金 300万円 ●子育て資金 1,000万円まで非課税
※制度適用は2025年3月31日まで。受贈者の年齢・所得要件などあり。

教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 (一般には孫が対象)

●教育資金 1,500万円まで非課税 (学校以外に支払う教育資金は500万円まで)
※教育資金には以下の費用を含む (入学金・授業料、学用品購入、修学旅行などの費用、習い事の月謝など)
※制度適用は2026年3月31日まで。受贈者の年齢・所得要件などあり。

J-FLEC ⑦ 介護サービス 75

介護サービスの種類

在宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス
現在の家に住んだまま受けられるサービス。有料老人ホームなどで暮らしながら在宅サービスを受けることもできる	住み慣れた家や地域で生活し続けられるように、事業所や施設のある市町村の住民が受けられるサービス。	3つの施設 (下表参照) のいずれかに入所した人に対して提供されるサービス。

主な介護サービスの内容

在宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション (デイケア) 短期入所生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具購入費・住宅改修費の支給	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護	介護老人福祉施設への入所 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設への入所 介護医療院への入所

※要支援1～2と認定された場合は「施設サービス」や一部の「地域密着型サービス」は利用できません。

J-FLEC ⑧ 後見制度 81

成年後見制度に関するお問合せ
法テラス・サポートダイヤル 0570-078374

○認知・判断能力の低下は誰にでも起こりえます。生活や財産を守るための制度として、2種類の『成年後見制度』があります。

任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来に備えてあらかじめ選んだ代理人と任意後見契約を結ぶ。

1. 代理人を選ぶ
あらかじめ信頼できる人に「任意後見人」になってもらうよう依頼。
2. 契約を結ぶ
公証役場で「公正証書」に記入し、任せたい行為を指定して「任意後見契約」を結ぶ。
3. 申し立てる <判断能力が低下したら>
家庭裁判所に審判を申し立てると「任意後見監督人」が選ばれ、契約で定めた仕事が行われる。

法定後見制度

判断能力が失われているか不十分な場合、家庭裁判所が選んだ後見人等が本人を保護・支援する。

1. 申し立てる <判断能力が低下したら>
家庭裁判所に後見開始の審判を申し立てる。
※申立書、戸籍謄本、診断書等が必要
2. 後見人選任
候補者の適性が調査され、およそ4カ月で「後見人等」が選ばれる。
3. 身の回りの支援
法定後見には「後見」「保佐」「補助」があり、本人の判断能力に応じて決まる。

テーマを絞って、終活や贈与・相続、金融トラブル等を紹介。

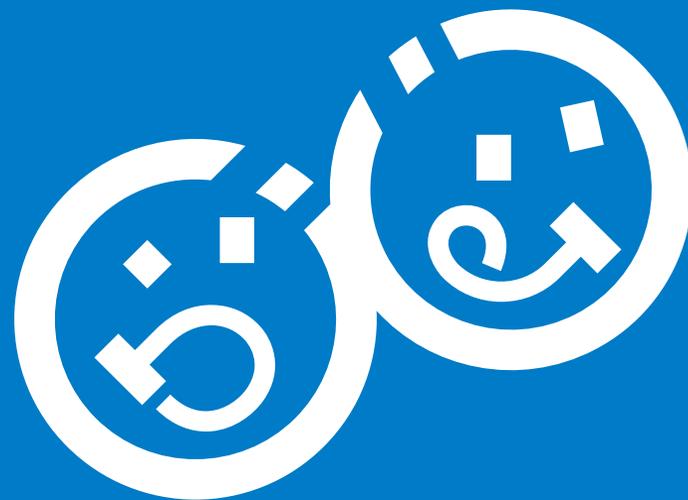
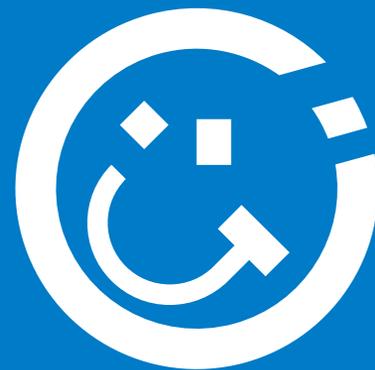
CONTENTS	2★
	① <u>豊かな老後のために</u>
	② <u>終活を考える</u>
	③ <u>成年後見制度</u>
	④ <u>贈与・相続</u>
⑤ <u>金融トラブル、相談窓口</u>	

J-FLEC ② エンディングノートの作成		21
エンディングノートの記載内容		
1	自分自身について	氏名、生年月日、住所、メールアドレスなど
2	(飼っていれば) ペットについて	ペットの名前や種類、託し先 (氏名、住所、電話番号) その他、ペットが好きな食べ物やおもちゃ、持病、保険加入の有無など
3	医療・介護について	アレルギーや持病、常用薬、延命治療の希望有無など
4	葬儀・埋葬・永代供養について	葬儀や埋葬の方法、永代供養に関する契約の有無など
5	財産について	預貯金・保険や有価証券など、財産の一覧化など (※財産分与や処分に関する法的拘束力はないため、別途「遺言書」が必要)
6	家財の処分や形見分けについて	貴金属品やコレクションなどの所在、分与先など
7	デジタル遺品について	各種アカウントのID、パスワードなど
8	クレジットカードや公共サービスなどについて	保有しているカードの名称や番号、公共サービスの利用会社や契約番号など
9	訃報連絡について	知らせしてほしい親戚や知人などの名前、連絡先、関係性など
10	家族や周囲の人へのメッセージについて	お世話になっている方に向けて、最期に伝えたい気持ち

J-FLEC ② 終活のメリット		16
○終活を通じて、遺族の負担を減らすと同時に自分らしい人生をイキイキと過ごし、最期を迎えられるというメリットがあります。		
1	想いや理想を実現できる	<input type="checkbox"/> 要介護等の人生の期間、どこでどう生きる？ <input type="checkbox"/> 延命治療はどうする？ <input type="checkbox"/> 終末期をどこでどう過ごす？ <input type="checkbox"/> 財産をどうのこす？ 葬儀やお墓はどうする？
2	これからの人生をより長く、より自分らしく生きられる	<input type="checkbox"/> 生活費・入院費・介護費をどう賄う？ <input type="checkbox"/> 資金計画を立て、生前/死後で想いを実現する
3	遺族や周囲へ迷惑をかけることが減る	<input type="checkbox"/> 万一に備えて事前の意思表示 (遺言) <input type="checkbox"/> 事前に大切なものや重要な書類の整理
4	プライベートな事柄を計画的に整理できる (これからのいきがいの整理にも)	<input type="checkbox"/> 昔の手紙や写真、日記を処分 <input type="checkbox"/> メール、SNS投稿を整理

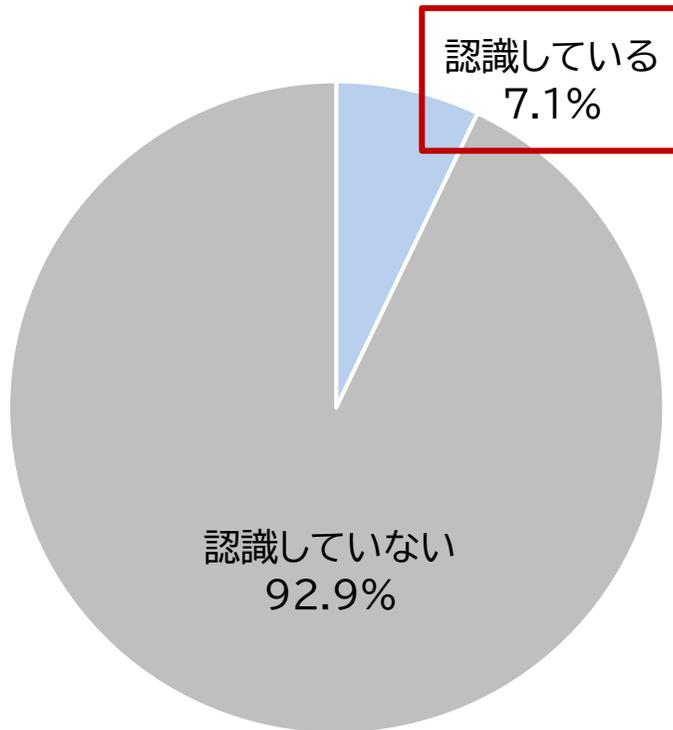
J-FLEC ⑤ 金融トラブルに対する鉄則		47★
○金融トラブルを避けるための鉄則は3点です。		
①『 おいしい話には気をつける 』。		
「ローリスク・ハイリターン」はあり得ません。=「おいしい話」は存在しません。		
②向こうから近寄ってきても、『 怪しいと思ったらはっきり断る 』。		
「今だけ」「あなただけ」には要注意。遠慮せずに「いりません」と断りましょう。		
③万が一『 トラブルに遭ってしまっても、決して諦めない 』。		
ひとりでも悩まず、早めに適切な相手に相談することで解決策が見えてきます。		

3. 学びの機会は十分か？

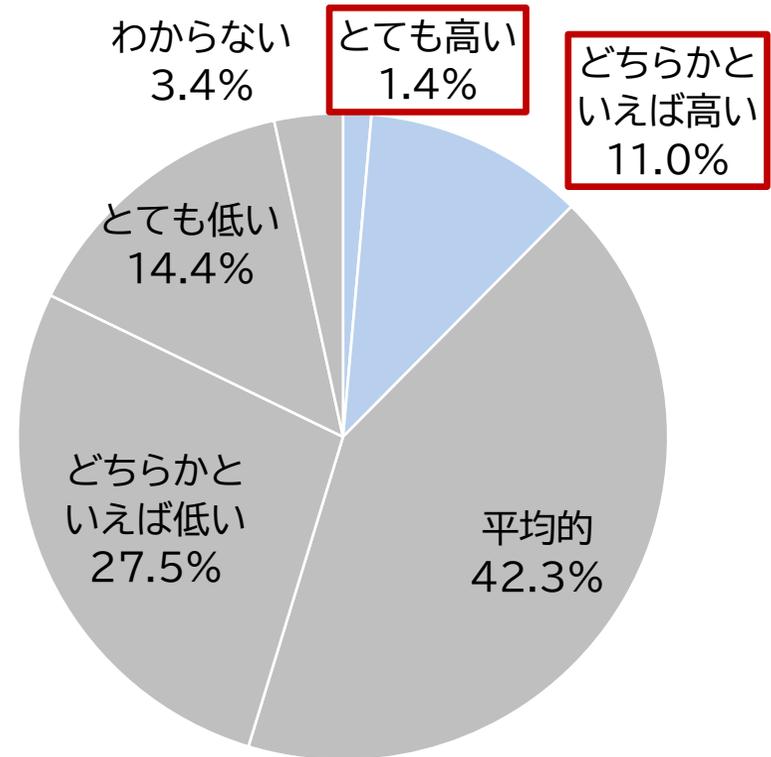


- 金融経済教育を受けたと認識している人は7%程度。
- 金融経済教育を受ける機会が国民に十分に行き届いているとは言えない状況にあり、金融知識に関して自信のある人は1割程度にとどまっている。

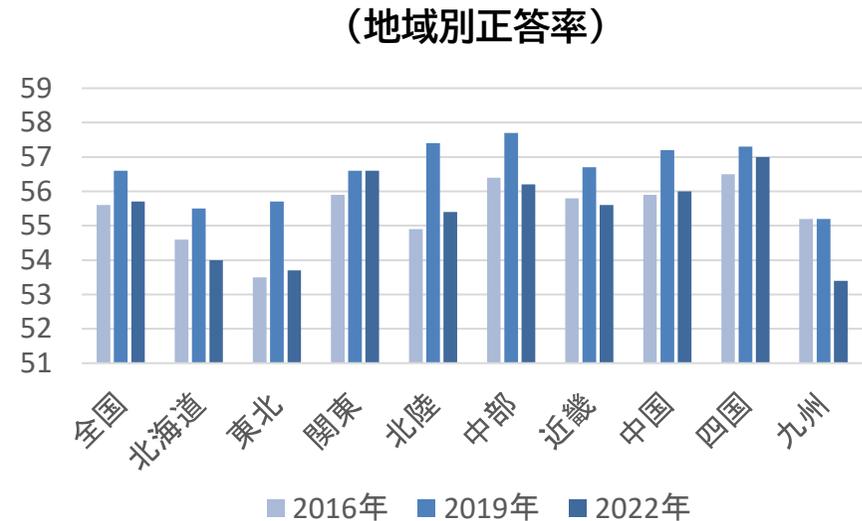
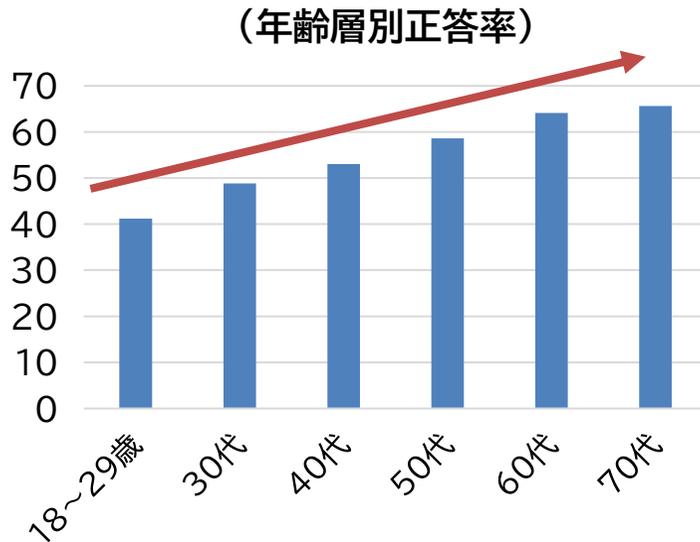
(金融経済教育を受けたと認識している人の割合)



(金融知識に関する自己評価)

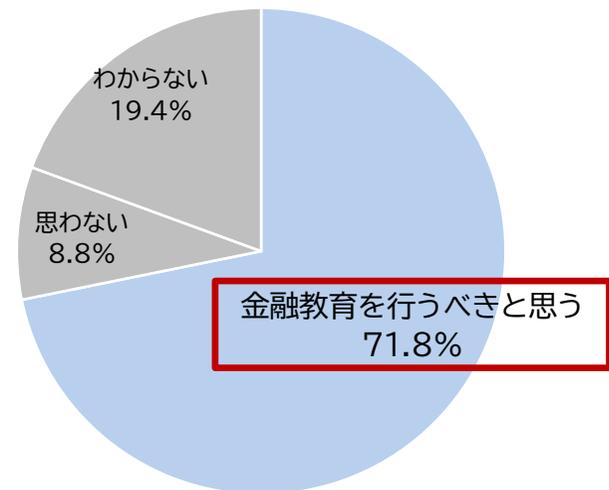


- 金融知識・判断力に関する正誤問題の正答率は、年齢層が高いほど高くなる傾向がある。
- また、地域別の正答率にも差がある。



- 金融経済教育を受けたと認識している人は7%程度にすぎない一方、金融経済教育を行うべきと回答した人は7割を上回っており、金融経済教育に対するニーズは非常に強いと考えられる。

(金融経済教育を求める声)





4. 国を挙げた金融経済教育の推進体制とは？

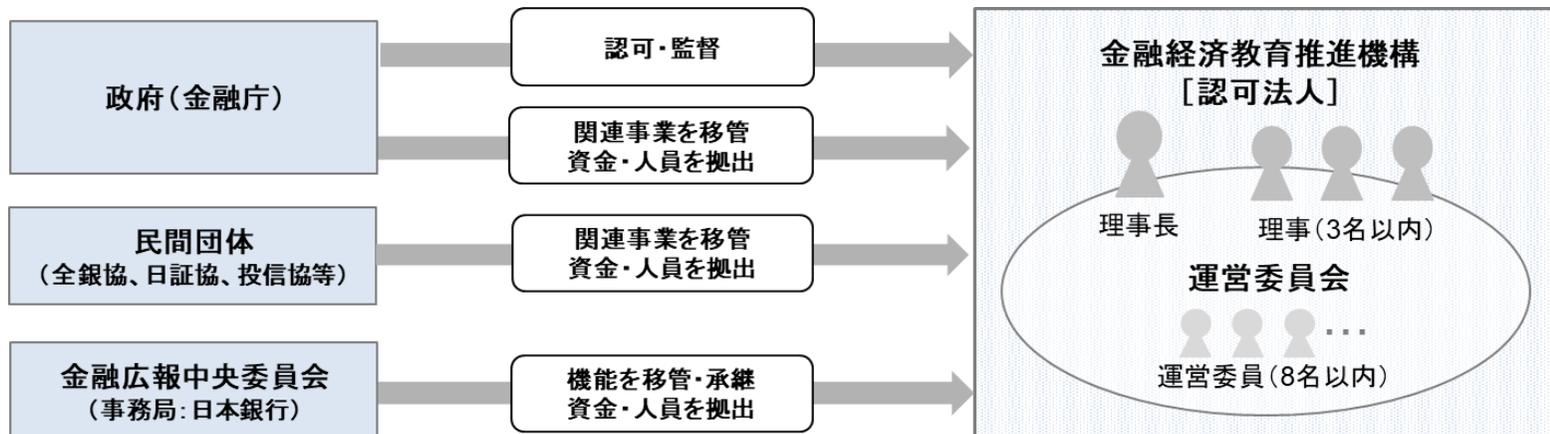
- これまで、政府、金融広報中央委員会、金融関係団体は、学校や職場等において、金融経済教育を実施。
- 但し、課題も存在。
 - 金融経済教育を受けたと認識している人は約7%。
 - 投資詐欺などの被害事案も引き続き散見。
 - 教育の担い手が金融機関・業界団体である場合、受け手(特に、個別企業)から敬遠。



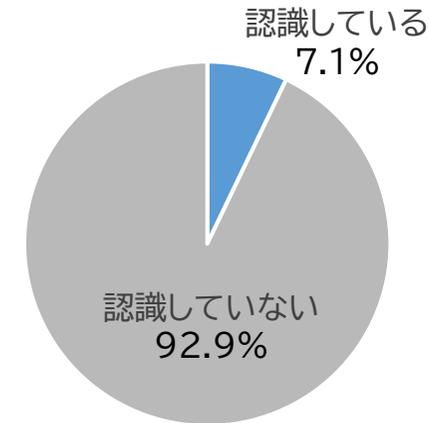
中立公正な教育を、官民一体で国全体に推進する必要。



金融経済教育推進機構(J-FLEC)の設立 (2024年4月5日)



金融経済教育を受けたと認識



(出所)金融広報中央委員会「金融リテラシー調査 (2022年)」より。

名称

金融経済教育推進機構
 (英)J-FLEC: Japan Financial Literacy and Education Corporation

設立

2024年4月5日

資本金

10 億 5,729 万 6 千円

政府	:10 億 729 万 6 千円	(5,000万円)
日本銀行	:2,500 万円	(2,500万円)
全国銀行協会	:1,250 万円	(1,250万円)
日本証券業協会	:1,250 万円	(1,250万円)

(注)()内は、政府による設立にかかる初期費用を除くベース

職員数

約70名

ウェブサイト

<https://www.j-flec.go.jp/>



J-FLEC公式Xアカウント

https://x.com/J_FLEC?s=09



根拠法

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律
 (2024年2月1日施行)

目的

適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導(金融経済教育)を推進すること。

所在地

室町古河三井ビルディング (コレド室町2)
 東京都中央区日本橋室町2-3-1 9F



1

講師派遣事業

- ◆ 全国の企業や学校等に、J-FLEC講師を派遣し、金融経済に関する出張授業(無料)を展開。

2

イベント・セミナー事業

- ◆ 全国各地で、社会人の方や事業会社(経営者の方)、教員の方などを対象とした、お金に関する無料イベント・セミナーを開催。

3

「J-FLECはじめてのマネープラン」無料体験事業

- ◆ J-FLEC相談員(J-FLEC認定アドバイザー)による個別相談の無料体験を、J-FLECにおいて、対面またはオンラインで実施。

4

「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン配布事業

- ◆ クーポン対象事業者(J-FLEC認定アドバイザー)による有料の個別相談をはじめて利用する方を対象に、相談料が80%オフ(1時間あたり最大8,000円まで割引)になる電子クーポン(3時間分)を配布。

5

学校等への支援事業

- ◆ 金融経済教育に関する研究活動などに取り組む学校を指定し、教育研究費の助成やアドバイス提供を実施。

ステップ 1 講師派遣(出張授業)、イベント・セミナー

1

金融経済教育の機会を提供し、ライフプラン・家計管理・資産形成などの重要性について理解していただく。

J-FLEC
(J-FLEC講師他)

ステップ 2 「J-FLECはじめてのマネープラン」無料体験

2

1時間の無料相談体験を通じて、自分自身が取るべき具体的な行動を知っていただく。
また、お金に関するアドバイスの価値や意義を認識していただく。

J-FLEC
(J-FLEC相談員)

ステップ 3 「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン

3

相談料の割引クーポンを配布することによって、実際にお金に関するアドバイスを受けきるきっかけとしていただく。そして、自分自身が取るべき具体的な行動についての理解を深めていただく。

クーポン対象事業者
(J-FLEC認定アドバイザー)

個人の金融意識・
金融行動の変容

一人ひとりが描くファイナンシャル・
ウェルビーイングの実現

- 「金融リテラシー・マップ」に沿って、年齢層別に最低限身に付けるべき金融リテラシーを習得いただけるよう、「標準講義資料」をもとに、J-FLECが認定した講師が授業を実施。講義料や派遣に係る交通費は無料(J-FLECが負担)。

年齢層	学べる主な内容(例)
小学生	<p>「おこづかいから学ぶお金の話」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おこづかいの使い方、貯め方、お金の流れ・トラブルの事例など ※ ドリル・ゲーム・クイズなども活用した参加型形式もあり
中学生・高校生	<p>「大人になる前に知っておきたいお金の話」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支管理の基本、お金の貯め方のコツ、資産形成と経済活動の関係性、クレジット・奨学金の仕組みと注意点、金融トラブルの防止など
大学生・若手社会人(10代~20代)	<p>「社会人として知っておきたいお金の話」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計管理や給与明細の見方、資産形成の基本(長期・積立・分散)や支援制度(NISAなど)、社会保険と民間保険、クレジット、奨学金、金融トラブルの防止など
中堅社会人(30代~40代)	<p>「将来に向けて知っておきたいお金の話」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計の現状把握から外部知見(お金の専門家)の活用を通じた将来設計・資産形成の考え方、社会保険と民間保険、各種ローン、金融トラブルの防止など
ベテラン社会人(50代以上)	<p>「リタイア前後に知っておきたいお金の話」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年退職後の生活を見据えた年金などの社会保険、退職金、税金の仕組みのほか、資産寿命の延伸、贈与・相続・終活などの概要



※ 特別支援学校向け、教員向けにも研修・授業を実施します。

※ 講義資料は、J-FLEC以外の教育活動を行っている方々にも参考としていただくため、J-FLECホームページにて公開しています。

今と将来の自分のために
お金のこと、専門家に
相談してみませんか？

J-FLEC
金融経済教育推進機構



「J-FLECはじめてのマネープラン無料体験」受付中！

J-FLECでは国民の皆様が安心して豊かな生活を送るために欠かせないお金について無料で相談できる機会を提供しています。

J-FLECはじめてのマネープラン無料体験を利用すると…

- 1 お金の専門家に無料で相談できます
- 2 中立・公正なアドバイスが受けられます
- 3 商品の勧誘は一切ありません

選べる2つの相談方法

対面・オンライン相談 最大1時間、Web予約

電話相談 最大30分、予約不要

※通話料は利用者負担
※匿名可

03-3231-1209

将来が不安なら
専門家に相談し
てみましょう。



詳細はこちら



J-FLEC（金融経済教育推進機構）は法律に
基づいて設立された金融庁所管の認可法人です。

<https://www.j-flec.go.jp/public/consult>

相談事例・相談者の声は裏面へ→

相談テーマ例

家計管理

ライフプラン

資産形成

教育資金

住宅資金

老後資金

NISA/iDeco

保険

ローン・クレジット

相談事例

一人ひとりの状況に寄り添った様々な相談に対応



30代男性

子供が生まれたばかり。今後の
資産形成について考えたい。
また、現在保険に加入してい
ないので、相談したい。



50代女性

老後に向けて、保険の見直し
や資産形成、相続などお金関
係全般について相談したい。
NISAの利用も考えている。



50代男性

現在の勤め先は退職金がなく、
妻が専業主婦のため、老後資
金について不安を感じており、
相談したい。



20代女性

家を買うタイミングについて
相談したい。どのくらい貯めてお
けば良いのか、今の家計管理で
問題ないか教えてほしい。

相談者の声

・特定の金融機関の担当者だと、取り扱い商品に限定した範囲においてのアドバイスになりがちだが、今回は、自分の保有資産全体に対する考え方など大変有益なアドバイスがもたらされた。(50代男性)

・プロのアドバイスなので信頼度が高く、また個人面談のため自身の收支等を伝えながら家庭に即した話を聞くことができ有意義でした。(20代女性)

もっと詳しく相談したい方は
有料相談へ

相談料最大
8 割引き！

詳細はこちら

「はじめてのマネープラン」割引クーポンをチェック！



<https://www.j-flec.go.jp/public/consult/#tg3>

「はじめクーポン」利用で あなただけのライフプラン表 を作ってみませんか？

J-FLEC
金融経済教育推進機構



「はじめクーポン」とは？

お金に関するお悩みを、J-FLEC認定アドバイザー※に相談する際にかかる費用の一部をJ-FLECが補助することで、自己負担を軽減して「ライフプラン表作成」や様々なアドバイスを受けられるサービスです。

どんな人が使えるの？

J-FLEC認定アドバイザーによる有料の個別相談をはじめて利用する方が対象です。

いくら割引になるの？

相談料の8割(1時間あたり上限8,000円、3時間合計で上限24,000円)が割引になります。

相談するまでの流れは簡単3ステップ！

1 J-FLECホームページから
認定アドバイザーを選ぶ

「割引クーポン」利用可能
が条件検索が可能です。

2 「はじめてのマネープラン」
クーポンを申し込む

3 相談する(対面・オンライン)



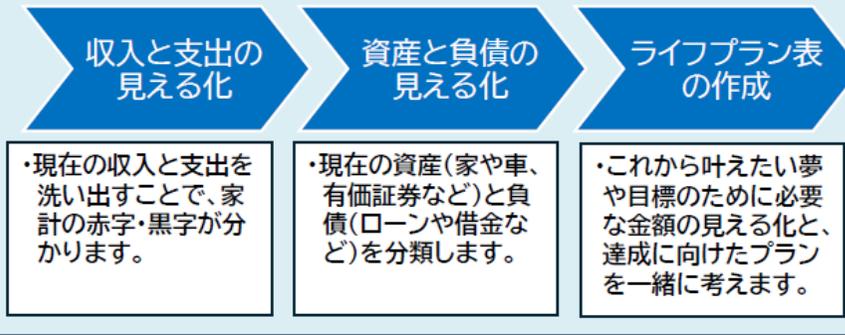
詳細はこちら

<https://www.j-flec.go.jp/public/consult/#tg3>

※J-FLEC(金融経済教育推進機構)は法律に基づいて設立された金融庁所管の認可法人です。
※J-FLEC認定アドバイザーは、特定の金融機関や金融商品に偏らない中立的な立場から、相談者に寄り添って、金融経済に関するアドバイスを提供する人材のことで、J-FLECが認定・公表しています。

「はじめクーポン」の対象となる相談内容

「はじめクーポン」活用時に必ず出来ること

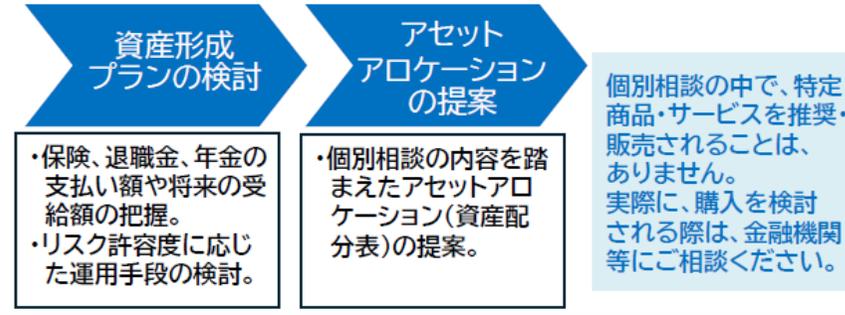


ライフプラン表って？

お金に関しての「人生設計書」です。収入や支出、ライフイベント等の要素を組み合わせ、将来に向けたお金の見える化をします。



「ライフプラン表」作成以外にも出来ること



●その他、お金に関する様々な相談が可能です。
J-FLECホームページにて、認定アドバイザーのプロフィールを公表していますので、ご自身の相談したい分野を得意としている認定アドバイザーを検索可能です。是非一度ご覧ください。





5. 講師派遣の実施状況 (ハローワークからの申し込み状況)

□ 2025年3月末時点で2,302件の講師派遣を実施。

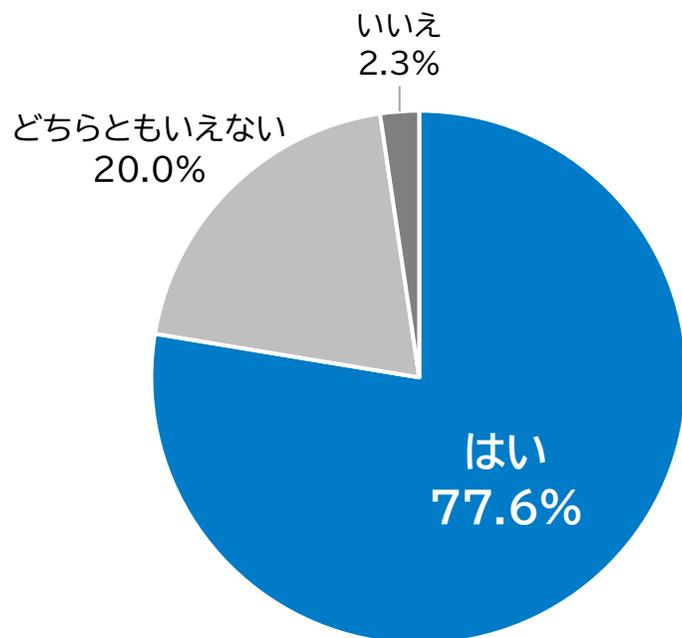
※講師派遣の申込受付開始(2024年8月26日)以降、J-FLECとして講師を派遣した件数。

※2025年3月末時点で、講師派遣の申込件数(2025年4月以降実施分)は915件。

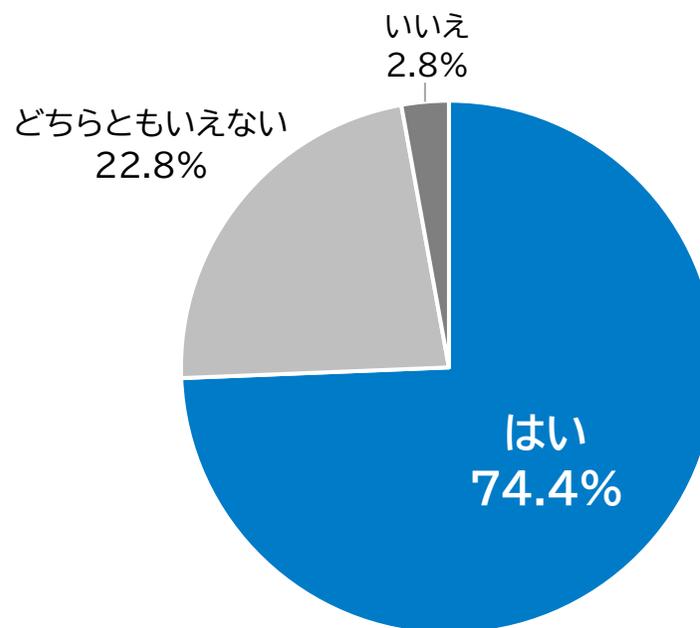
□ 受講者アンケートの満足度平均は4.36(5段階評価)。

※「今回の講義はいかがでしたか」に対する回答(大変よかった、よかった、どちらともいえない、いまひとつ、よくなかった)の平均。

受講前に比べて、金融経済に関する
興味・関心が湧きましたか



今後も金融経済について
学びたいと思いましたか



- 講師派遣のタイトルや内容は、**企業の個別ニーズに応じてご相談して決定**します。
- 入社直ぐの若手から、ベテラン層まで幅広く対応可能です。

タイトル案	主な対象世代	主な内容※
<ul style="list-style-type: none"> ● セカンドライフへの備え、一緒に考えましょう (ライフプランの必要性と資産運用～) 	50代	<ul style="list-style-type: none"> ✓ セカンドライフの支出と収入、資産形成(NISA・iDeCoなど)・資産寿命の延伸(取崩しをしながら運用)、セカンドライフの税金、公的保険、贈与・相続、金融トラブル
<ul style="list-style-type: none"> ● リスクを知って、資産形成！今さら聞けない、お金の知識とリスク対策 ● インフレに負けない家計づくり～マネープランの必要性と新NISAの活用方法～ 	30～40代	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ライフプラン、マネープラン、金利・物価、家計管理(ローン、クレジット)、金融トラブル、資産形成(NISA、DC・iDeCo)
<ul style="list-style-type: none"> ● 今から取り組めば将来勝ち組??(ライフプランとマネープラン) ● 学校では教わらなかったお金の話(社会に出てからすぐに役立つ資産運用の“イロハ”) 	20～30代	<ul style="list-style-type: none"> ✓ マネープラン、ライフプラン、家計管理、長期・積立・分散、NISA(ポイント投資)・iDeCo、生・損保、ローン(奨学金)・クレジット、金融トラブル
<ul style="list-style-type: none"> ● 人生いろいろ、お金の備えもいろいろ 	全世代	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ライフプラン、マネープラン、家計管理、資産形成(NISA、iDeCoなど)、公的保険・民間保険、金融トラブル
<ul style="list-style-type: none"> ● 金融リテラシー向上でお金に関する不安解消！(特に自営業、フリーランスの方に向けて) 	全世代	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ライフプラン、マネープラン、国民年金(国民年金基金)、NISA・iDeCo、生・損保、ローン(奨学金)、クレジット、金融トラブル
<ul style="list-style-type: none"> ● 選ばれる職場になるためには(従業員の福利厚生としての資産形成支援策について) 	経営層、人事担当者向け	<ul style="list-style-type: none"> ✓ NISA、企業型DC、iDeCo+、iDeCo、従業員持株会(奨励金)など。主に中堅・中小企業向けに従業員に対する福利厚生面での支援策

講師派遣をご希望の方は、こちらの申込ページまで




<https://www.j-flec.go.jp/>

<お申込みいただく際の注意事項>

- ・派遣希望日の45日前までに申し込み
- ・受講者は原則10人以上
- ・講義時間は原則45分以上(最大120分)
- ・原則画面投影(紙配布は申込者にて対応)

